

報告書素案に対する意見

2017. 1. 26

千葉 潜

《10ページ》

○「重度かつ慢性」に関する研究班の実施した全国調査では、1年以上の長期入院精神障害者（認知症を除く）のうち約6割が当該基準に該当することが明らかとなった。これにより、1年以上の長期入院精神障害者（認知症を除く）のうち約4割は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、入院から地域生活への移行が可能であると示唆された。このような研究成果等を踏まえつつ、・・・・・・

【意見】

1年以上の長期入院精神障害者（認知症を除く）には、精神障害を有しながら身体合併症の入院治療が必要である患者も含まれており、これらについては殆どが「重度かつ慢性」の基準に該当しない（精神症状は中等度～軽度）が、入院加療が必要な患者群である。（「重度かつ慢性」基準における身体合併症は、精神症状に関係の深い身体疾患・水中毒など・のみに限定している。）

精神障害を有し身体合併症治療を専門的におこなう「特殊疾患病棟」は、日本精神科病院協会加盟の52病院70病棟で設置されており、その病床数は3,684床となっている。また「特殊疾患病棟」の入院料を算定していないその他の精神科病院においても、身体合併症治療のために入院治療を受けている患者は、各病院で長期入院精神障害者の5%前後（推定）に及ぶものと考えられ、これらの対象については、「地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって入院から地域生活への移行が可能」とはならない。これらの存在については、別途、大規模調査などがおこなわれなければ正確な数字が把握できない。

よって、これらを考慮すると現時点では、当該の記載の「1年以上の長期精神障害者（認知症を除く）のうち約4割は、・・・・地域生活への移行が可能である」については、正しくない。

「約4割」という記載について削除するのが正当ではないか？

なお、研究班の調査では、正しくは「**6割超**」が、当該基準に該当するものとなっている。

以上のことから、下記のように記載を修正してはどうか。

○「重度かつ慢性」に関する研究班の実施した全国調査では、1年以上の長期入院精神障害者（認知症を除く）のうち**6割超**が当該基準に該当することが明らかとなった。これにより、1年以上の長期入院精神障害者（認知症を除く）の**多くは**、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、入院から地域生活への移行が可能であると示唆された。このような研究成果等を踏まえつつ、・・・・・・

以上。